

平成 27 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

議 案 第 5 ・ 6 号 説 明 資 料

平成 27 年 2 月 17 日

大磯町教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

資 料

制定及び改正概要	-----	1
制定及び改正内容	-----	1～3
新旧対照表	-----	4～9

総 務 課

大磯町教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○ 制定及び改正概要

平成26年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が公布されたことにより、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成27年4月から従来の教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」制度が施行されます。

このことに伴い、新「教育長」の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例を定めるための条例を制定するとともに、所要の整備を行うため、関連条例の規定を改正するものです。

○ 制定及び改正内容

第1 例規整備一覧

- 1 大磯町教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例
新規に制定する条例です。附則で「大磯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」を廃止します。

No.	条例名	区分	内容
1	大磯町教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例	新規制定	○ 新「教育長」の勤務条件を規定 第1条（趣旨） この条例の趣旨を定めます。 第2条（勤務時間、休日及び休暇） 新「教育長」の勤務時間、休日及び休暇は、大磯町の一般職員の例によることを定めます。 第3条（職務に専念する義務の免除） 新「教育長」の職務に専念する義務の免除は、大磯町の一般職員の例によることを定めます。
2	大磯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例	廃止 【附則関係】	○ 次の条例に規定し直すため、廃止 ・ 勤務時間、休日及び休暇 ⇒大磯町教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例 ・ 給与 ⇒大磯町長等の給与に関する条例 ・ 旅費 ⇒大磯町職員の旅費に関する条例

※ 太枠内は、新「教育長」の勤務条件に関する条例

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

下記6条例を一部改正するために制定する条例です。

No.	条例名	区分	内容
1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例	一部改正 【第1条関係】	○ 題名を改正 ⇒「大磯町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」 ○ 法律の改正に伴う条ずれの是正
2	大磯町附属機関の設置に関する条例	一部改正 【第2条関係】	○ 「大磯町特別職報酬等審議会」の審議対象に新「教育長」の給料を追加
3	大磯町職員の定数条例	一部改正 【第3条関係】	○ 新「教育長」の例規上の呼称の統一
4	大磯町長等の給与に関する条例	一部改正 【第4条関係】	○ 題名を改正 ⇒「大磯町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例」 ○ 新「教育長」の給与を規定（現行と同内容） ⇒ 給料月額：575,000円 ⇒ 地域手当、通勤手当及び期末手当を支給 ○ 用字・用語の整理
5	大磯町職員の旅費に関する条例	一部改正 【第5条関係】	○ 新「教育長」の旅費を規定（現行と同内容） ⇒ 町長及び副町長と同額を支給
6	大磯町防災会議条例	一部改正 【第6条関係】	○ 新「教育長」の例規上の呼称の統一

※ 太枠内は、新「教育長」の勤務条件に関する条例

第2 施行日

平成27年4月1日

参考 新「教育長」の勤務条件に関する例規の整備

1 教育長の給与その他の勤務条件の根拠法令の変更

現行制度の教育長（以下「旧「教育長」」といいます。）が常勤の一般職の職員であるのに対し、新「教育長」は常勤の特別職の職員となります。

このことに伴い、新「教育長」の給与その他の勤務条件に関する根拠法令が次のとおり変更となります。

	旧「教育長」(～H27.3.31)	新「教育長」(H27.4.1～)
職等の区分	常勤の一般職	常勤の特別職
給与、旅費、勤務時間、休日及び休暇	教育公務員特例法第16条第2項 (他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。)	地方自治法第204条第3項 (給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。)
職務専念義務	地方公務員法第35条 (職員は、…その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項 (教育長は、…その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。)

2 適用条例の変更

新「教育長」の給与その他の勤務条件に関する例規の法的根拠が上記のとおり変更となったことに伴い、本町における適用条例を次のとおり変更します。

	旧「教育長」(～H27.3.31)	新「教育長」(H27.4.1～)
給与	大磯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例	大磯町特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例 (「大磯町長等の給与に関する条例」 を題名変更)
旅費		大磯町職員の旅費に関する条例
勤務時間		大磯町教育委員会の教育長の勤務時間、 休暇等及び職務専念義務の特例に関する 条例 (新規制定)
休日		
休暇		
職務専念義務	大磯町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 (一般職の職員として適用)	

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="210 204 943 236"><u>大磯町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例</u></p> <p data-bbox="120 320 1117 427">地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第23条第1項</u>の規定に基づき、同項第1号に掲げる教育に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとする。</p> <p data-bbox="210 475 297 507"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="150 512 763 544"><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1216 204 2096 276"><u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例</u></p> <p data-bbox="1126 320 2123 427">地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第24条の2第1項</u>の規定に基づき、同項第1号に掲げる教育に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとする。</p>

大磯町附属機関の設置に関する条例 新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第3条 省略				第1条～第3条 省略			
<p><u>附 則</u> この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員数
町長	大磯町総合計画 審議会	省略	省略	町長	大磯町総合計画 審議会	省略	省略
	}	}	}		}	}	}
	大磯町表彰審査 委員会	省略	省略		大磯町表彰審査 委員会	省略	省略
	大磯町特別職報 酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに町長、 <u>副町長及び教育委員会の教育長</u> の給料 の額に関する事項について、町長の諮問 に応じて調査審議し、その結果を報告 し、又は意見を建議すること。	6人以内		大磯町特別職報 酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに町長 <u>及び副町長</u> の給料の額に関する事項に ついて、町長の諮問に応じて調査審議 し、その結果を報告し、又は意見を建議 すること。	6人以内
(以下、省略)				(以下、省略)			

大磯町職員の定数条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に常時勤務する職員（雇用人及び嘱託を含み、副町長、<u>教育委員会の教育長</u>並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員及び6か月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）をいう。 第2条・第3条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 省略</p>	<p>(定義) 第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に常時勤務する職員（雇用人及び嘱託を含み、副町長、<u>教育長</u>並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員及び6か月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）をいう。 第2条・第3条 省略</p> <p>別表 省略</p>

大磯町長等の給与に関する条例 新旧対照表

改正案	現行														
<p><u>大磯町特別職の職員で常勤のもの</u>の給与に関する条例</p>	<p><u>大磯町長等の給与に関する条例</u></p>														
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる者の給与について定めることを目的とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 教育委員会の教育長</u></p> <p>(給与)</p> <p>第2条 前条に掲げる者（以下「<u>特別職の職員</u>」という。）の給料月額、別表のとおりとする。</p> <p>2 <u>特別職の職員</u>に前項の給料のほか地域手当、通勤手当及び期末手当を支給し、その額はこの条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の185、12月に支給する場合には100分の200を乗じて得た額に基準日以前<u>6か月</u>以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>6か月</u> 100分の100</p> <p>(2) <u>5か月</u>以上<u>6か月</u>未満 100分の80</p> <p>(3) <u>3か月</u>以上<u>5か月</u>未満 100分の60</p> <p>(4) <u>3か月</u>未満 100分の30</p> <p>3～5 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td>767,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>623,000円</td> </tr> <tr> <td><u>教育委員会の教育長</u></td> <td><u>575,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	町長	767,000円	副町長	623,000円	<u>教育委員会の教育長</u>	<u>575,000円</u>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる者の給与について定めることを目的とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 前条に掲げる者（以下「<u>町長等</u>」という。）の給料月額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 <u>町長等</u>に前項の給料のほか地域手当、通勤手当及び期末手当を支給し、その額はこの条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の185、12月に支給する場合には100分の200を乗じて得た額に基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>6箇月</u> 100分の100</p> <p>(2) <u>5箇月</u>以上<u>6箇月</u>未満 100分の80</p> <p>(3) <u>3箇月</u>以上<u>5箇月</u>未満 100分の60</p> <p>(4) <u>3箇月</u>未満 100分の30</p> <p>3～5 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td>767,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>623,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	町長	767,000円	副町長	623,000円
職名	給料月額														
町長	767,000円														
副町長	623,000円														
<u>教育委員会の教育長</u>	<u>575,000円</u>														
職名	給料月額														
町長	767,000円														
副町長	623,000円														

大磯町職員の旅費に関する条例 新旧対照表

改正案	現行																								
<p>第1条 省略 (職員の定義)</p> <p>第2条 この条例で職員とは、町長、副町長、<u>教育委員会の教育長(以下単に「教育長」という。)</u>及び大磯町職員の定数条例(昭和29年大磯町条例第4号)に規定する職員をいう。</p> <p>第3条～第19条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 省略 (職員の定義)</p> <p>第2条 この条例で職員とは、町長、副町長及び大磯町職員の定数条例(昭和29年大磯町条例第4号)に規定する職員をいう。</p> <p>第3条～第19条 省略</p>																								
<p>別表(第12条、第17条、第18条関係)</p> <table border="1" data-bbox="145 622 1041 893"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>区分</th> <th>宿泊料 1夜につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td><u>町長</u> <u>副町長</u> <u>教育長</u></td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>一般職7級、6級及び5級の職務にあるもの</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>前各号以外の職員</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table>	等級	区分	宿泊料 1夜につき	1号	<u>町長</u> <u>副町長</u> <u>教育長</u>	16,000円	2号	一般職7級、6級及び5級の職務にあるもの	13,000円	3号	前各号以外の職員	13,000円	<p>別表(第12条、第17条、第18条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1146 622 2042 893"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>区分</th> <th>宿泊料 1夜につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td><u>町長及び副町長の職にあるもの</u></td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>一般職7級、6級及び5級の職務にあるもの</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>前各号以外の職員</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table>	等級	区分	宿泊料 1夜につき	1号	<u>町長及び副町長の職にあるもの</u>	16,000円	2号	一般職7級、6級及び5級の職務にあるもの	13,000円	3号	前各号以外の職員	13,000円
等級	区分	宿泊料 1夜につき																							
1号	<u>町長</u> <u>副町長</u> <u>教育長</u>	16,000円																							
2号	一般職7級、6級及び5級の職務にあるもの	13,000円																							
3号	前各号以外の職員	13,000円																							
等級	区分	宿泊料 1夜につき																							
1号	<u>町長及び副町長の職にあるもの</u>	16,000円																							
2号	一般職7級、6級及び5級の職務にあるもの	13,000円																							
3号	前各号以外の職員	13,000円																							
<p>備考 「一般職」とは、大磯町職員の給与に関する条例(昭和30年大磯町条例第10号)第3条第1項第1号に規定する給料表(1)をいう。</p>	<p>備考 「一般職」とは、大磯町職員の給与に関する条例(昭和30年大磯町条例第10号)第3条第1項第1号に規定する給料表(1)をいう。</p>																								

大磯町防災会議条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 省略 (会長及び委員) 第3条 省略 2～4 省略 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (1)～(4) 省略 <u>(5) 町の教育委員会の教育長</u> (6)～(9) 省略 6～8 前項の委員は、再任されることができる。 第4条・第5条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条・第2条 省略 (会長及び委員) 第3条 省略 2～4 省略 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (1)～(4) 省略 <u>(5) 教育長</u> (6)～(9) 省略 6～8 前項の委員は、再任されることができる。 第4条・第5条 省略</p>